

二、空軍兵力

伊國空軍は一九三〇年六月末迄に平時飛行中隊一八二(約二、八〇〇機)、氣球中隊八、飛行船中隊六を整備すべき計畫にて、著々之を實行したが豫算等の關係上、計畫を完成するに至らざりしが英、獨空軍の擴張に刺戟せられ空軍充實を圖るに決し、一九三三年度より十二億利の豫算に基く空軍整備六箇年計畫を三箇年に實現することに變更し特に超重爆撃機の製作に力を注ぎつゝある。

一九三四年初迄に完成の分は

イ部 隊	約	七〇中隊
空直轄部隊	約	二五中隊
陸軍協同隊	約	一五中隊
海軍協同隊	約	一〇中隊
植民地軍協同隊	約	一一〇中隊
計	約	一一〇中隊
口 飛行機	約	一、二〇〇機
豫 第一線	約	三〇〇機
豫 備	約	一、五〇〇機
ハ 人員	約	二、〇〇〇
將 校	約	二、〇〇〇
下士官	約	二二、〇〇〇
兵	約	二二、〇〇〇

計 約二四、〇〇〇

である。

曾て伊國が航空に於て英、佛に比し著しく立後れの状況にありしに拘らず、今日既に英國等先進國を凌駕せんとするの形勢に在るは、吾人の大に参考とすべき處である。

三、民用航空

伊國に於ける民用航空は、他の歐洲列強に比し、從來遅々として振はなかつたが、今や當事者の異常なる努力に依り、其面目を一新せんとするに至つた。

定期航空路延長は、一九三四年一月に於て、一九、五六四杆に達し、輸送旅客數は一九三二年度に於て約四三、〇〇〇人、輸送荷物量は同年度約九六八、〇〇〇担である、而して、政府の定期航空事業に對する補助金は、初度施設のものを除き、一九三一年度は七千一百萬利である。

第五節 化學戰準備施設

伊國に於ては、將來に残されたる唯一の戦法は毒瓦斯に在りとの議論漸く熾烈にして、熱心に研究を行つて居る。其施設は陸軍大臣に隸する化學戰部ありて、陸、海、空軍の化學戰勤務を統一し、中央軍用化學研究所に於て化學戰攻防に關する事項の研究を行ひ、且教育機關として化學戰學校及瓦斯教導隊を同研究所に附屬して居る。之を表示すれば左の如くである。



尙文部、大藏、國民經濟、交通等の各省に屬し醫學及理化學を研究する諸機關は、軍部の研究、實驗に協力すべきものとして居る。

第六節 國家總動員施設

一、施設

戰爭に必要な機關の編制準備並國家諸機關の協力上最も緊要なる諸問題を審議する爲、國防最高議會を設け、總理大臣を議長とし、外務・内務・大藏・陸軍・海軍・植民・經濟の各省大臣及航空高等委員を議員とするのみならず、軍事參議官會議々長・海軍將官會議々長・空軍總司令官・空軍經理總監も亦此會議に列席して發言し得るの制として居る。

而して、國防最高會議は其審議事項の性質に應じ、左の諸機關中何れかを諮詢機關として利用することになつて居る。

1. 軍事參議官會議
2. 海軍將官會議
3. 航空高等委員會
4. 國家總動員準備委員會

國家總動員準備委員會は、國防最高會議の諮問に基いて戰爭の必要に應ずる爲國家總資源の編成、準備、利用の方法を研究する。委員長は總理大臣の奏請に依り勅命せられ、委員は參謀本部長、海軍軍令部長、空軍總司令官、空軍經理總監、伊國國立銀行頭取、國有鐵道總監、國防最高會議事務局長、各省及商船移民の委員會より出す代表者各一名、教育及經濟に關係ある大團體の代表者十一名科學、工業、農業及商業界の權威者十一名から成つて居る。

尙國防最高會議には**同事務局**が附屬せられて居り、總理大臣の命令に基き國防最高會議の議題を整理し、又其決議を關係各部に通報し、且之が實施の責に任ずるものである。

二、法規

國家總動員關係の法律としては千九百二十四年政府より議會に提案し、翌年六月其協賛を経た伊國國家勅令がある。

本法律は十五箇條より成り其内容は佛國のものと略、同様であるが、其中主なるものを摘録すれば次の通りであ

る。

- 1. 伊國國家動員は、軍部動員と軍部外動員とに別ち、軍部外動員とは武装團體以外の國家の全勢力を平時組織より戦時組織に移すを謂ふ。
- 2. 軍部外動員實施の爲、政府は必要に應じ国防最高委員會協力の下に關係各國務省に隸屬する左の機關を設け業務を實施す。

- イ、軍部及一般國民の需要に應ずる原料品輸送に關する機關。
- ロ、軍需品の製造、諸原料品及製作品の蒐集、分配並官私立工場の監督に任ずる機關。
- ハ、軍部及一般國民に要する食糧品の蒐集、分配並官私立食糧品工場の監督に任ずる機關。
- ニ、内外に對する宣傳、出征軍人並歸國移民の家族の救護、戦争廢疾者の救助、戦争扶助料の支給を擔任する機關。

以上四機關の業務を適當に按配施行する爲管區を分ち、地方委員會を組織し更に之を工業、商業、救護及宣傳の小委員會に分つことが出来る。

更に本年春頃の報道に依れば伊國に於ては經濟省に産業動員局を設けた。

其任務は主要次の通りと報せられて居る。

- 1 原料補給の根本計畫及軍需工業生産組織の創立並其發達を期すること。
- 2 陸海兩軍及航空諸官省と絶えず連絡をとる事。

戦争規律に關する法律

一九二五年六月公布の國家總動員法に基き、更に一九三二年一月戦争規律に關する法律を公布した。該法律は、

動員に方りて國家内に構成せらるゝ總ての團體、兵役の義務無き總ての市民、兵役の義務あるも何等かの理由に由つて事實上就役しあらざる總ての市民に對し、戦闘員と同様國防に協力すべき義務を賦課せるものである。尙伊國はムツソリーニの主張せる「國家興隆の基礎は國民に軍人的訓練を附與するに在り」又一國民生活も國民教育も外交政策も皆國防に協力すべきものなり」等の意見に基き國民の軍隊化に邁進し來れるが、其具體化として昨年十二月「軍事豫備教育法」在郷者軍事教育法」及「學校に於ける軍事講座法」の三法案議會を通過し本年二月一日より其實施を見るに至つた。

第七節 陸軍及空軍豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	空 軍 豫 算
一九三一—三二年度	約 二〇、四六四、一九七 <small>千利</small>	約 二、九八九、五一六 <small>千利</small>	約 七五二、八九〇 <small>千利</small>
一九三二—三三年度	約 二〇、九二二、九八九	約 二、九八四、六七一	約 七五四、二〇〇
一九三三—三四年度	約 二〇、六一四、一〇〇	約 二、六二〇、五八八	約 六九五、九四八
一九三四—三五年度	約 二〇、六三六、一〇一	約 二、五二〇、五八八	約 七二〇、〇〇〇
一九三五—三六年度	約 一九、六四五、六六七	約 二、四五九、二六〇	約 八三九、六〇五

伊國陸軍豫算を我が國のものと比較するには、特に左の點に注意を要する。

1. 空軍豫算と陸軍豫算は各獨立して居る。
2. 憲兵の行政、司法及警察執行費は内務省豫算に計上してある。
3. 植民地陸軍の費用は、植民省豫算に計上してある。
4. 護國義勇軍、税關兵團は、陸軍より獨立しあるを以て、其費用は大藏省豫算に計上してある。尚、エチオピア遠征軍費約十億利は無論此表外に存するのである。

第九章 波 蘭

第一節 概 説

波蘭は東は蘇聯邦に接し、西に獨逸を控へてゐる。東隣蘇聯邦は、波蘭にとつては不倶戴天の仇敵關係にあり、而も人も知る如く世界赤化を唯一の國是として軍備の充實擴張に汲々とし、又西隣獨逸はヴェルサイユ條約に不服にして、國境の改訂を強調し、最近は再軍備に關する爆彈的宣言をなして軍備の充實に餘念がない。

波蘭は此兩雄邦の間に介在し國を完うせんがためには、一切を犠牲にして専ら國防に努力せざるを得ざる状態であつて、僅々三千萬の人口を有するに過ぎぬに拘らず、二十七萬の常備軍を擁し、其陸軍費は年々國家總豫算の半近くに達してゐる。

第二節 兵役制度

徴兵制度を採用し、壯丁適齡は二十歳であつて、兵役區分左の如くである。

兵種	役種	現	役	豫	備	役	後	備	役						
一	一般	兵	二	箇	年	滿	四	十	迄	滿	五	十	迄		
騎兵及騎砲兵	砲兵	二	箇	年	一	箇	月	滿	四	十	迄	滿	五	十	迄

第三節 兵力及編制

陸軍總兵力は約二十七萬四千であつて、別に軍隊に準すべき(裝備は寧ろ軍隊に勝る)國境警備隊約三萬、警察隊約三萬二千、税關監視隊約五千六百があり、陸軍は左の如く編制されて居る。

- 軍團管區司令部
- 一〇(步兵師團五を基幹とす)
- 三〇
- 一(三旅團)
- 一一
- 三〇
- 二〇
- 三

飛行聯隊
戰車聯隊

一六

一八六

第四節 化學戰準備施設

波蘭は世界大戰後の新興國であるが、化學戰に由緒深き蘇聯邦と獨國との間に介在し、常に隣國の脅威を受けてゐるので、化學戰に關する施設は小規模乍ら能く完備し、其研究、教育も亦眞摯にして、特に國民一般に對する瓦斯防護教育に於て見るべきものがある。同國化學戰の施設は概ね次の如くである。

一 軍部の施設

陸軍省兵器局内化學戰課—軍用化學研究所—
化學戰學校
瓦斯教導中隊

二 民間施設

航空化學戰防護協會
會員約四十萬、國民瓦斯防護教育車輛(鐵道用)約一〇輛及同自動車數十輛、毎年瓦斯防護週間を設け民衆教育の普及徹底に努めてゐる。

第五節 陸軍豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の如くである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算
一九三一—三二年度	二、八五六、〇〇〇 <small>千ソロチ</small>	九〇八、〇二五 <small>千ソロチ</small>
一九三二—三三年度	二、四五二、〇〇〇	八八六、五二〇
一九三三—三四年度	?	?
一九三四—三五年度	二、一三七、六一二	七六一、七〇〇
一九三五—三六年度	二、一三二、八六二	七六一、七〇〇

即ち陸軍豫算は國家總豫算に對し毎年三二%乃至三六%を示してゐる。

陸軍豫算を特に尨大にしない體裁上、純軍隊と目すべき國家警官隊費及税關監視隊費は、殊更内務省費或は大藏省費に算入しあるを以て、之れをも加算するときは最近四箇年の陸軍豫算は常に國家總豫算の半を占めて居る次第である。

第十章 其他の歐洲諸國

歐洲諸小國特に巴爾幹諸國は、外交的に或は小協商を組織し、或は巴爾幹協商を成形し、或は佛伊大國に結び將又大戰平和條約に依りて其軍備に制限を受けある等の狀況に在りと雖、國土相接し其國

列國陸軍概観 其他の歐洲諸國

一八七

の軍備にして缺くる所あらんか直に國防上大なる脅威を受くるを以て、何れの國も皆其國力以上と思はるゝ軍備を所有し而も營々として之が改善進歩に寧日なき有様である。ムツソリーニの所謂「國境の防備全からずして其國に外交なく教育なく藝術なく將又産業なし。故に外交も教育も藝術も將又産業も皆國防を基調として行はるべきものなり。」との言を如實に實行しつつある觀がある。

一、澳國

澳國は平和條約に依て其軍備を將校以下三萬人に制限せられありしも、其後密に禁を犯して之を三萬八千に増加して居つた。昨年は獨逸の再軍備制限に刺戟せられて今日迄の六混成旅團を七師團と機械化師團一及飛行機三百臺に編成替へし、兵員も一躍之を七萬に増加するの計畫を立て著々之が實行中である。

澳國の八師團七萬と謂ふ兵力は固より大陸軍と謂ふこと能はざるも、其總人口六百十七萬、而も國家財政至難にして剩へ多數の武裝團體の現存する状態の下に之を觀察するときは、其國防軍増強の爲の努力推して知るべきである。

二、匈國

此國も平和條約に依り軍備の制限を受けありと雖、七混成旅團・二騎兵旅團を基幹としたものを有し、其總兵員は人口八百六十萬に對し約三萬五千である。

三、勃國

勃國も亦平和條約に依る軍備制限國であり、其總人口六百萬に對し全兵員二萬と定められて居る。

四、其他

其他の諸國の總兵員の概數は左の如くである。参考の爲其國の總人口概數を附しておいた。

	兵員	人口
ルーマニア	一七〇、〇〇〇人	一八、〇二五、〇〇〇人
ユーゴスラビア	一二〇、〇〇〇	一三、九三一、〇〇〇
ギリシヤ	六五、〇〇〇	六、三九四、〇〇〇
トルコ	一四〇、〇〇〇	一三、六四八、〇〇〇
チェコスロバキヤ	一二〇、〇〇〇	一四、四八〇、〇〇〇
ベルギー	九一、〇〇〇	八、一三〇、〇〇〇
オランダ	五八、〇〇〇	七、九二〇、〇〇〇
スペイン	一三、〇〇〇	四、〇七七、〇〇〇
リトワニア	一九、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
ラトヴィア	二五、〇〇〇	一、九二〇、〇〇〇
エストニア	一五、〇〇〇	一、一二〇、〇〇〇

佛 國		獨 國	伊 國
約六十萬		約五十五萬	約三十五萬
在本國軍約四十萬五千	在海外軍約十九萬		本國軍約三十萬 內憲兵約五萬
步兵 二十五師團 騎兵 五師團と二旅團	別に植民地軍隊	三十六師團	步兵 三十二師團 輕快師團 二 アルプス旅團 三
本表の外左の部隊がある。 一、空軍陸上部隊人員約三萬五千 二、北亞弗利加に不正規補助兵約一萬四千 三、憲兵及遊動憲兵約四萬	陸軍以外に左記の軍隊類似團體がある。 警察隊 (二十萬) 親衛隊 (二十萬) 突撃隊 (二十萬) ナチス自動車團 勞働勤務隊 (二十萬)	本表の外空軍約二萬四千を有し、又義勇軍其他の兵力左の如くである。 護國義勇軍 約三萬九千 但非常勤務部隊約三萬六千を含む 稅關兵團 約二萬六千 警察隊 約一萬五千	

約十三萬五千

防空 三旅團

列國陸軍軍備一覽

昭和十年末調

國名	區分		主要團隊數	摘要
	平時	戰時		
日本	約二十五萬		十七師團	約二十五萬は一年を通じ在營人員最も多き場合に於ける兵力である。
中華民國	約二百二十五萬 外に支那共産軍約二十萬		百九十八師團 五十旅團 騎兵六師團 騎兵九旅團	本表の外多數の土匪團ありて軍隊と略同様の實力を有し、軍隊に改編せらるゝこと屢であるが、其兵力は固より算定するを得ない。
蘇聯	約百六十萬		步兵 正規約三十五師團 騎兵 正規約十五師團 民兵約五十師團 民兵約五師團	本表の平時兵員中には空軍隊部のものを含む。
米國	約三十三萬		步兵 九師團 騎兵 三師團	一、正規軍は一九三九年迄に十六萬五千に増加せらるゝ、而して其中步兵各約一師團は比律賓・布哇及巴奈馬に駐屯してゐる。 二、護國軍法定數は一九二三年臨時最小限二十五萬と規定せられ、一九二六年迄に其實現を期したが未完成である。 三、別に編成像備軍約十二萬を有してゐる。
英國	約三十五萬		步兵 十八師團 騎兵 四師團 （基幹部隊のみ現在す）	本表の外空軍約三萬三千及海外自治領及植民地に左記兵力（土民軍等を含む）を有してゐる。 加奈陀 約十三萬五千 濠洲 約二萬九千 印度 約十六萬七千 新西蘭 約一萬七千 南阿 約一千 愛蘭 約六千 計 約三十五萬五千
佛國	約六十萬		步兵 二十五師團 騎兵 五師團 五師團と二旅團 別に植民地軍隊	本表の外左の部隊がある。 一、空軍陸上部隊人員約三萬五千 二、北亞弗利加に不正規補助兵約一萬四千 三、憲兵及遊動憲兵約四萬
獨逸	約五十五萬		三十六師團	陸軍以外に左記の軍隊類似團體がある。 警察隊（二十萬） 突擊隊（二十萬） ナチス自動車團 勞働勤務隊（二十萬）
伊國	約三十五萬		步兵 三十二師團 輕快師團 二 アルプス旅團 三	本表の外空軍約二萬四千を有し、又義勇軍其他の兵力左の如くである。 護國義勇軍 約三十九萬二千 但非常勤務部隊約三萬六千 稅關兵團 約二萬六千 警察隊 約一萬五千
植民地軍	約五萬			

附表其一

伊國	獨國	國
<p>機百五千約 (のもの屬所省軍空)</p>	<p>機百五千二約</p>	<p>機百五千四約 (のもの屬所省空)</p>
<p>氣球 飛行機 約二〇〇中</p> <p>空中軍直轄部隊 陸軍協同隊 海軍協同隊 植民地軍協同隊</p> <p>二中队</p>	<p>不詳</p>	<p>約一三〇中队</p> <p>爆戰 擊闘</p> <p>約三四〇〇</p>
<p>利萬千四億八約 (度年六三一五三九一) 算豫省軍空</p>	<p>麻萬千一億二約 (度年五三一四三九一) 算豫省空航 詳不は度年新</p>	<p>法萬千五億四十 (度年六三一五三九一) 算豫省空</p>
<p>野戰高射砲聯隊 義勇軍に屬する 陣地高射砲司令 砲部數 約一四〇門</p>	<p>不詳</p>	<p>四聯隊と若干大砲、數 約二〇〇門</p>
<p>聯隊(六大隊) 快速戰車大隊 右戰車數 約二〇〇輛 右裝甲自動車數 約五〇輛</p>	<p>不詳</p>	<p>獨立戰車大隊 植民地軍の戰車中隊 右戰車數 約一、五〇〇輛 其他豫備戰車多 約二〇〇〇數</p>

日 本 中 華 共 産 黨	
約二百二十五萬	約二百二十五萬
約二百二十五萬	約二百二十五萬
約二百二十五萬	約二百二十五萬
約二百二十五萬	約二百二十五萬
約二百二十五萬	約二百二十五萬

列國新兵器整備一覽

昭和十年末調

國名		日本	蘇聯	米國	英國	佛國	獨逸	伊國
航空		飛行機 九聯隊	飛行機 約三五〇中隊	飛行機約八四中隊	飛行機約八四中隊 國內約四五七 補助約八九七 最近完成のものを含めれば約九十八中隊となる見込	飛行機約一三〇中隊	約二千五百機	約二千五百機 (のもの屬所省軍空)
空算		不詳	不詳	九頁参照	不詳	不詳	不詳	不詳
高射砲		二聯隊と一隊	八聯隊 約二〇〇門 外に高射機關銃約五、〇〇〇	正規軍高射砲二隊 約五〇門 平時の備蓄を以て平時の要を充てるに足る	地方軍防空旅團三	四聯隊と若干大砲、數	約二〇〇門	野戰高射砲聯隊五
戰車及機械化部隊		戰車隊 二	獨立機械化部隊 約十數箇 右の外歩兵及騎兵師團の約二分の一は機械化部隊を有す	戰車旅團 一 混合戰車大隊 約一二三 輕戰車大隊 約一八 印度 輕戰車中隊(舊裝甲自動車)	戰車大隊 (二中隊) 一	輕戰車聯隊(六中隊) 一 獨立戰車大隊 一 植民地軍の戰車中隊 約三三〇 右戰車數 約一、五〇〇 裝甲自動車中隊 約二〇〇 右戰車數 約二〇〇	戰車大隊(六中隊) 一 快速戰車大隊 一 右戰車數 約二〇〇 右裝甲自動車數 約五〇輛	戰車及機械化部隊 約一二三 右戰車數 約一八 印度 輕戰車中隊(舊裝甲自動車) 一 戰車大隊 (二中隊) 一

附表其二

力概見圖

(ルケカ)

附

圖



民國二十九年...

邊境軍 (中央ノ威令及ハス)

共産軍 (約二十万)

青約三十万

新疆 (赤化機運濃厚ナリ)

西藏 (英國勢力侵入ス)

古 (殆シス化赤ト)

度印

ルーパネ

ターパ

南雲

川

海

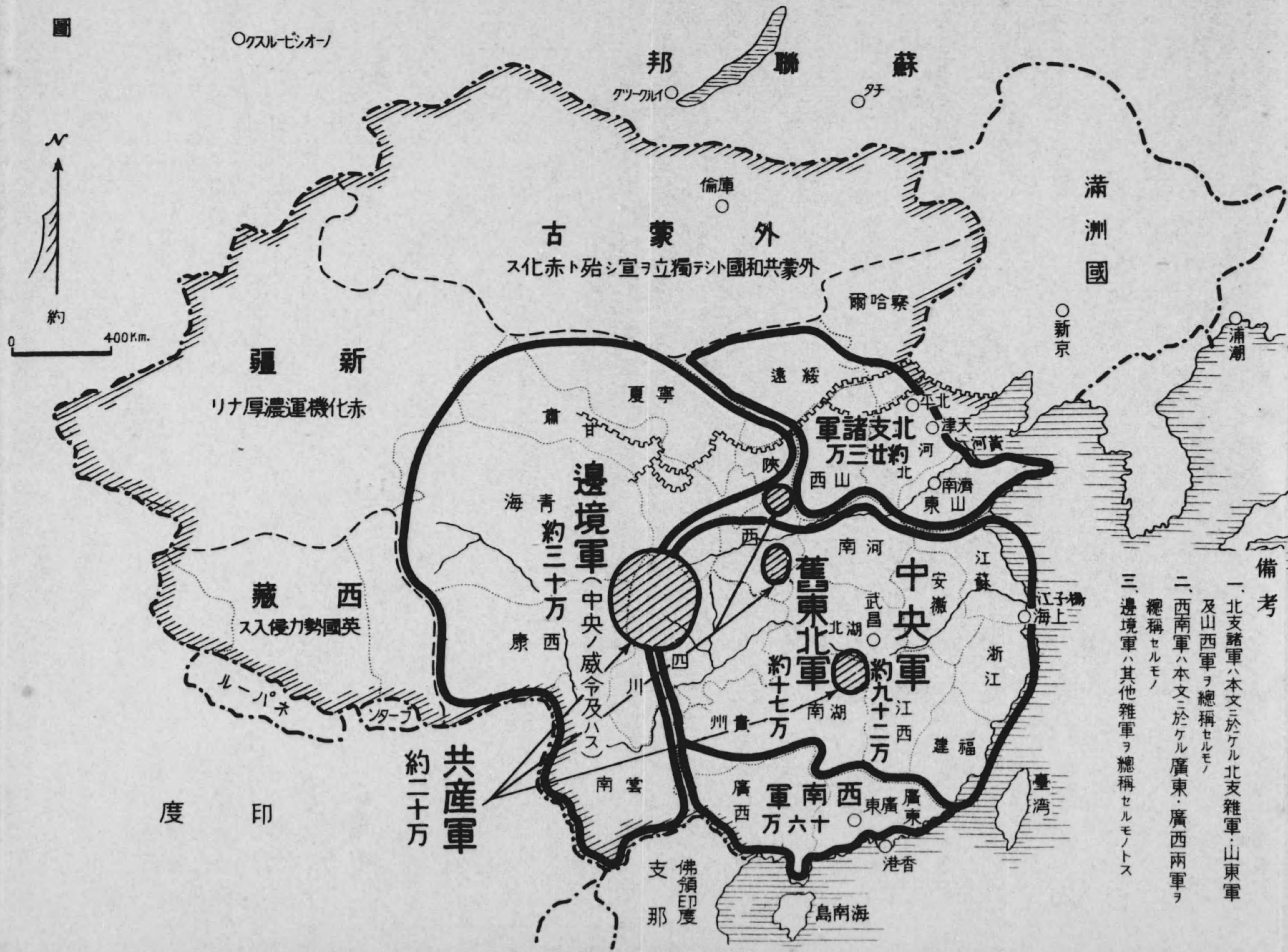
肅甘

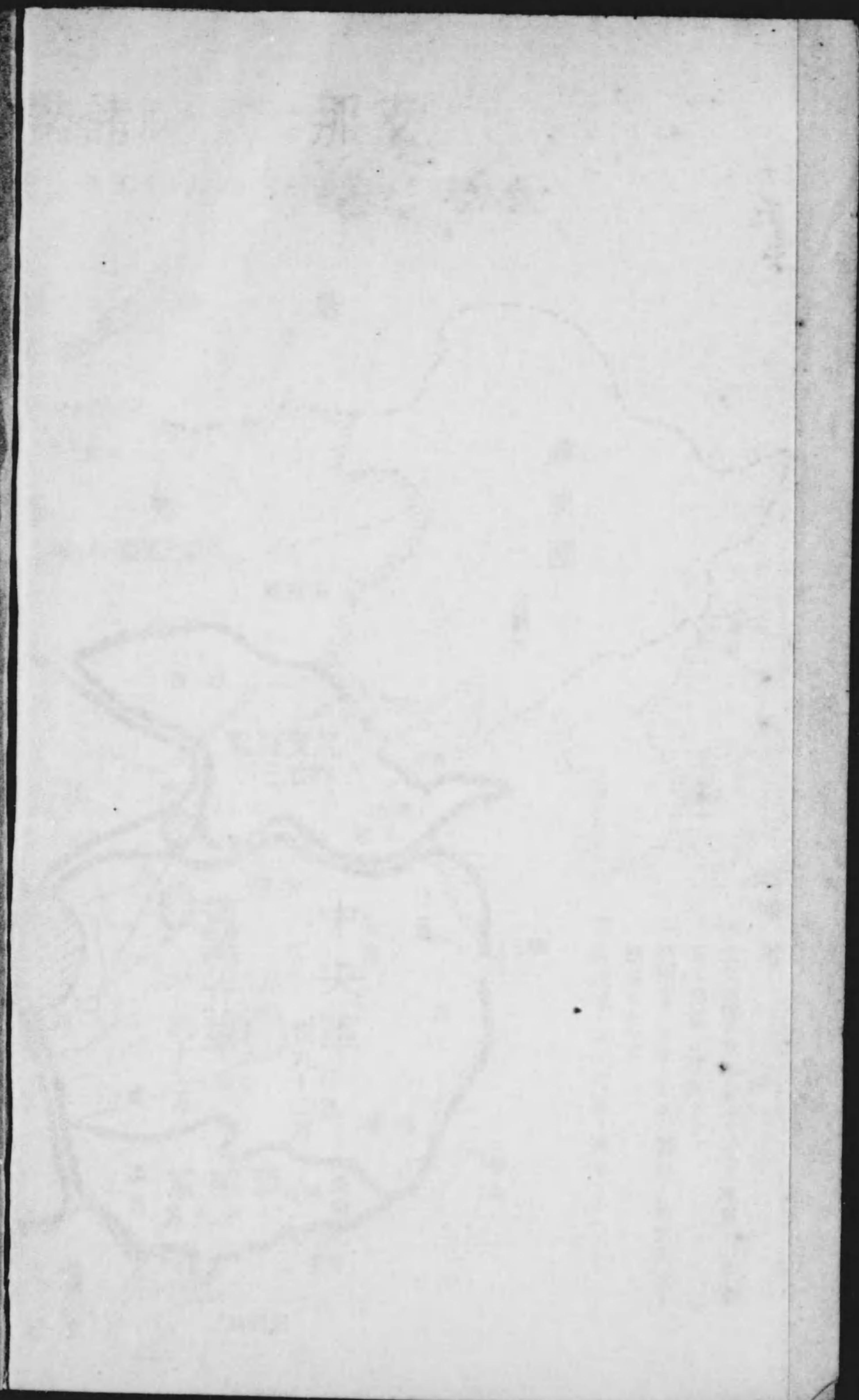
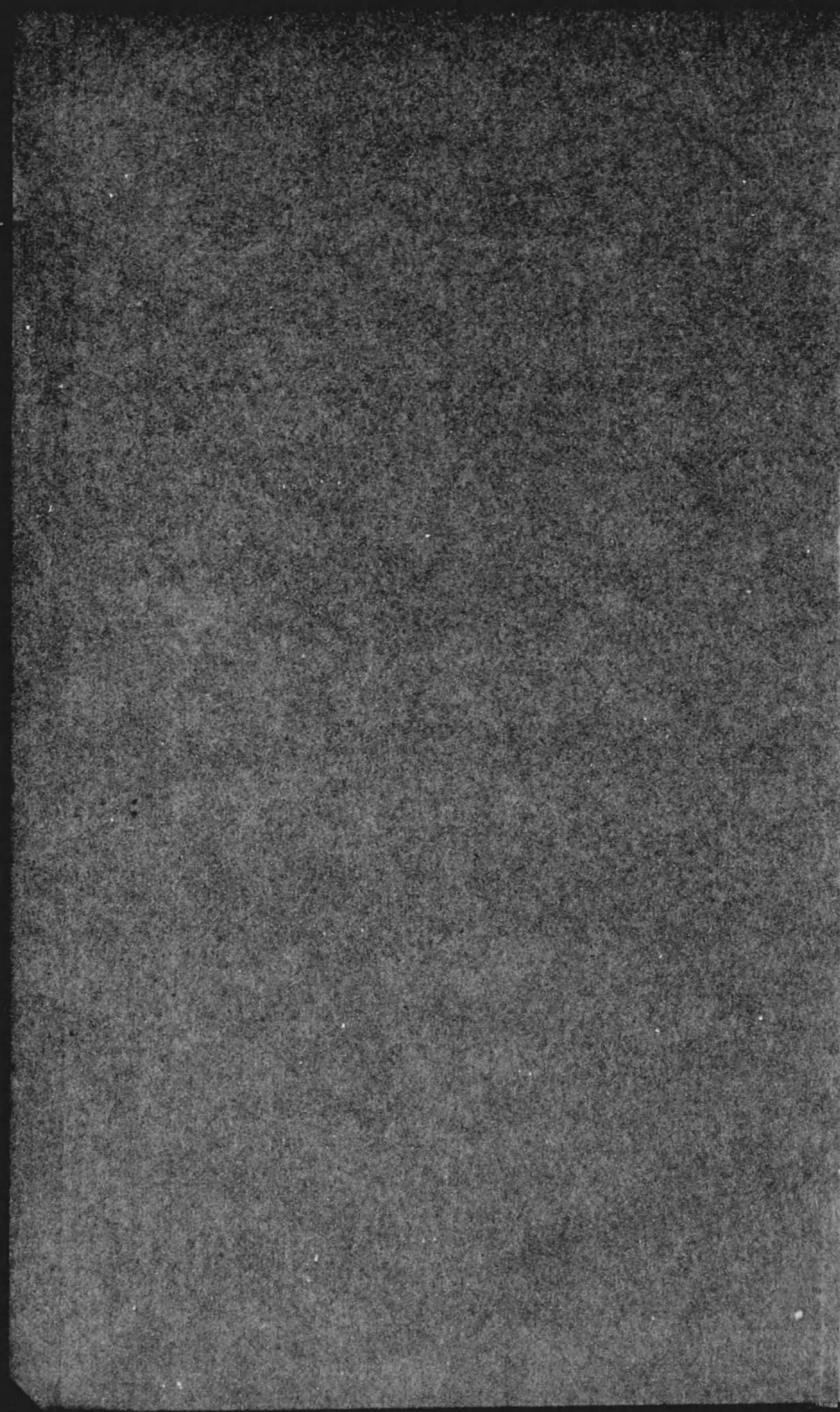
康西

支那ニ於ケル諸勢力概見圖

(昭和十年末ニ於ケル)

附圖





372
516

